

会計年度任用職員制度導入に係る条例改正 について

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、令和2年4月1日から「会計年度任用職員制度」が導入されます。

会計年度任用職員制度では、同一労働同一賃金の考え方に従い、給与・報酬が常勤職員の給料月額と均衡を図った額になるとともに、期末手当の支給対象になることから、会計年度任用職員の給料月額や手当等を新たに規定するため、「秦野市職員の給与に関する条例」及び「秦野市水道事業及び公共下水道事業の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」のほか、関係条例の一部を改正するものです。

1 条例施行予定日

令和2年4月1日

2 改正の内容

(1) 勤務時間による分類

フルタイム（週38時間45分）で勤務する職員とパートタイム（週38時間45分未満）で勤務する職員を規定します。

(2) 給与等に関する事項

ア 給与等の種類

(ア) フルタイム会計年度任用職員

常勤職員と同様に、給料及び各種手当を支給します。

(イ) パートタイム会計年度任用職員

報酬、期末手当及び費用弁償を支給します。ただし、上下水道局で任用する職員は、給料及び各種手当として支給します。

イ 給料及び報酬の額

給料表を用いて号給を決定します。

ウ 地域手当

フルタイム会計年度任用職員には、6%の地域手当を支給するとともに、パートタイム会計年度任用職員には、同率の地域手当相当分の報酬額を加算して支給します。

エ 期末手当

常勤職員と同じ年間2.6月分を上限として支給します。

問い合わせ

人事課給与厚生担当 電話0463(82)5102